

## 「働き方改革」一括法案の国会提出を行わないことを求める意見書

安倍内閣が今国会の最重要法案として位置付けている「働き方改革」一括法案において重大な問題があることが明らかになった。法案の核心部分の一つである裁量労働制の拡大をめぐって、労働政策審議会に提出された資料が裁量労働と一般労働の労働時間を比較して裁量労働のほうが短くなるようにデータのねつ造が行われ、その元となるデータもでたらめな数字が何百カ所も使われていたのである。資料に基づいた安倍首相の答弁は撤回され、裁量労働制の拡大の部分は削除された。

それにもかかわらず、「働き方改革」一括法案を自民党は3月中にも党内の事前審議を終え、国会に提出するとしている。法案には、月100時間までの残業を可能にする「上限規制」、残業代がゼロになる「高度プロフェッショナル制度」導入が含まれている。

「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間規制から外れ、年休104日、4週4日間の休暇を義務付けるものの、1日の労働時間の規制がなくなり、最大48日間連続で働かせることができるようになる。歯止めとして「健康確保措置」は設けられるが、罰則はない。対象者は平均年収の3倍を超える1075万円以上の労働者と定められているが、常態化する残業代も含めることができ基本給は5～600万円程度でも対象になる。適用労働者に対して指揮命令や業務指示を行い、業務量を定めるのは使用者であり、高収入だからと言って労働者は拒否することはできない。

過労死や過労自殺に追い込まれる労働者が後を絶たない日本の国において、「働き方改革」の名でさらなる長時間の過密労働を可能にする法案を、誤った資料やデータを基に作成することは許されない。

よって、町田市議会は、政府に対し、「働き方改革」一括法案の国会提出を行わないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。